

議案第 67 号

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和 52 年守谷町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 1 号中「に個人番号カード」の次に「等」を、「第 2 条第 7 項の個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を、「当該個人番号カード」の次に「等」を加え、同項第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改め、同条第 3 項中「個人番号カード」の次に「等」を加える。

第 12 条の 2 中「個人番号カード」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 28 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第67号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、新たに「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の交付が開始されたことに伴い、印鑑登録証明書の交付申請手続等において、個人を確認するための必要書類に追加が生じたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市印鑑条例新旧対照表

改 正	現 行
(印鑑登録証明書の交付等) 第 1 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 (1) 印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項の個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書</u>であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの。ただし、当該証明書が失効していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を添えて、統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本	(印鑑登録証明書の交付等) 第 1 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 (1) 印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード__（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項の個人番号カード_____ _____であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの。ただし、当該証明書が失効していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を添えて、統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本

台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に当該個人番号カード等の暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する方法

- (2) 印鑑登録証明書交付申請書に移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書であって、失効していないものに限る。次項及び次条において同じ。）を提示し、印鑑登録証明書の交付を申請する方法

- 3 市長は、前2項の申請があったときは、印鑑登録証（個人番号カード等が添付された場合は個人番号カード等、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が提示された場合は移動用端末設備用利用者証明用電子証明書）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書をを用いて、自動交付機（民間事業者が設置する市の電子情報処理組織と通信回線で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するも

台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に当該個人番号カード__の暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する方法

- (2) 印鑑登録証明書交付申請書に移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書であって、失効していないものに限る。次項及び次条において同じ。）を提示し、印鑑登録証明書の交付を申請する方法

- 3 市長は、前2項の申請があったときは、印鑑登録証（個人番号カード__が添付された場合は個人番号カード__、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が提示された場合は移動用端末設備用利用者証明用電子証明書）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード__又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書をを用いて、自動交付機（民間事業者が設置する市の電子情報処理組織と通信回線で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するも

のをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

のをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。